

⑥ 皆さんの意見をお聞かせください ～パブリック・コメント手続き制度～

次の案件について、パブリック・コメントを行います。「パブリック・コメント手続き制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は市公式ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で案を閲覧できます(市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索)。

皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。

案件名 笠間市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(案)
問・提出先 資源循環課(内線 128) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1
FAX 0296-77-1146 メール info@city.kasama.lg.jp

案の趣旨

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定により法定計画として位置付けられ、10～15 年先の長期計画を概ね 5 年ごとに改定するほか、諸条件の変動による見直しを行うこととされています。

本市では、現行計画において平成 30 年度を初年度とする 10 年間を計画期間とし、中間目標年度を令和 4 年度、目標年度を令和 9 年度と定めています。策定から 5 年が経過し、ごみ処理および尿・浄化槽汚泥処理情勢に大きな変化が生じていることから、本計画の見直しを行うものです。

案件名 第 4 次笠間市男女共同参画計画(案)
問・提出先 秘書課(内線 224) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1
FAX 0296-78-0612 メール info@city.kasama.lg.jp

案の趣旨

第 3 次笠間市男女共同参画計画が令和 4 年度で終了することから、「笠間市男女共同参画条例」の基本理念並びに「女性活躍推進法」および「DV 防止法」に基づく基本方針を踏まえつつ、多様な人たちが活躍できる市を目指し、第 4 次笠間市男女共同参画計画(令和 5 年度～令和 9 年度)を策定するものです。

意見の提出方法 窓口で直接または郵便、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

意見募集期間 1 月 26 日(木)～2 月 14 日(火)

※いただいたご意見は、市から回答するとともに市ホームページに掲載します。

⑦ 特設無料人権相談を実施します

問 社会福祉課(内線 157)

日頃の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。感染症対策を講じたうえで実施します。また、感染状況により開催を中止することがあります。ご理解ご協力をお願いします。

日時 2 月 7 日(火) 午前 10 時～午後 3 時 最終受付: 午後 2 時 30 分

場所 市民センターいわま(笠間市下郷 5140)